

2021 年 7 月号トピックス

最高度厳格管理区域（ダークレッドエリア）内の被雇用者及び雇用者への救済措置

2021 年 7 月 13 日に、仏暦 2533（1990）年社会保障法第 33 条に基づき、最高度厳格管理区域及びダークレッドエリア内（バンコク、ノンタブリー、パトムタニ、ナコンパトム、サムットサコーン、サムットプラカーン、ナラティワート、パタニ、ヤラー及びソンクラークの 10 県）の労働者グループ及び雇用者に対する救済措置を承認する閣議決定がされた。「仏暦 2548（2005）年非常事態における統治に関する緊急勅令」第 9 条に基づく決定事項（第 27 号）に基づく措置により、1 ヶ月間（状況により延長される可能性がある）の救済措置を承認した。詳細は以下のとおりである。

1. グループ 1 の救済措置は、以下の 9 業種が対象となる。

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1) 建設業 | 6) 輸送・倉庫業 |
| 2) 宿泊・飲食サービス | 7) 管理・支援活動 |
| 3) 芸術・娯楽・レクリエーション | 8) 専門的・科学的・学術的活動 |
| 4) その他サービス業 | 9) 情報・通信業 |
| 5) 自動車の卸売・小売・修理 | |

政府は、被雇用者に対しては所得の 50%（上限 7,500 バーツ）の補償を行う。タイ人の被雇用者に対しては、1 人当たり 2,500 バーツを追加し、合計で 10,000 バーツを超えない範囲で補償を行う。また、雇用者に対しては、従業員数に応じて 1 人あたり 3,000 バーツ（最大 200 人）の補償を行う。なお、被雇用者がいるが社会保障制度に加入していない事業者が補償を受けるには、2021 年 7 月中に第 33 条に基づき登録を行う必要がある。

2. グループ 2 の救済措置は、以下の 5 業種が対象となる。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1) 飲食店 | 4) サービス提供を行う店舗 |
| 2) OTOP ショップ | 5) 公共交通機関（大規模のものを除く） |
| 3) 一般商店 | |

グループ 2 については、「コン・ラ・クルン（支払いの半額を政府が支援）」プロジェクトや「ラオ・チャナ（政府からの給付金支援）」プロジェクトの下で「トゥン・ンゲン（お金の袋：アプリケーション名）」システムを利用しており、被雇用者がいる事業者が補償を受けるには、2021 年 7 月中に第 33 条に基づき登録を行う必要がある。

工場運営者の年会費免除期間の延長

2564（2021）年 6 月 29 日に「仏暦 2535（1997）年工場法に基づく工場運営者の年会費免除期間延長にかかる財務省令案....号（仏暦....年）」を承認する閣議決定が行われた。これは、カテゴリー2（業種、種類及び規模について、操業前に管轄官庁への通知が必要となる）またはカテゴリー3（業種、種類及び規模について、操業前に管轄官庁から許可が必要となる）に分類される工場運営者に対して、仏暦 2564（2021）年 6 月 10 日より仏暦 2565（2022）年 6 月 9 日まで、1 年間免除期間が延長されるものである。